特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	津市 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援 特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務の一部を外部業者へ委託するに当たり、契約書へ「秘密の保持」、「個人情報の管理」に関する条項を設けるとともに「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を明記することで、個人情報の秘密保持を徹底している。

評価実施機関名

津市長

公表日

令和5年5月30日

「平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給に関する事務【令和5年3月31日終了】 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給に関する事務
②事務の概要	「津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事業実施要綱」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う。 ・給付金の受給資格、請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
③システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイ	ル名
低所得の子育て世帯に対す	る子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)個人情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・番号法第9条第1項及び別表第一 100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) 第74条
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 〇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第11条 〇番号法 第19条第8号及び別表第二 121の項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号) 第59条の4
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	健康福祉部こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開え	示・訂正・利用停止請求
請求先	津市 総務部総務課 文書·公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 津市 健康福祉部こども支援課 こども支援担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3155

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年4月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評(2) 基礎項目評(3) 基礎項目評(西書 西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ፤	重点項目評价	西書又は全項目評価書において	て、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され	_		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分である 3) 課題が残さ∤			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分である 3) 課題が残さ∤			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入ł 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを		[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入ł 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査 []	外部監査		
9. 従業者に対する教育・唇	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる		

変更箇所

人人 區		at the state of th		100 100 100	territoria de la compania del compania del compania de la compania del compania de la compania del compania de la compania de la compania de la compania de la compania del
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I-1-①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給 に関する事務	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育 て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外 分)の支給に関する事務[令和5年3月31日終 了] 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育 て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外 分)の支給に関する事務	事後	
令和5年5月30日	I-1-②事務の概要	ひ 行政于続における特定の個人を譲別するに	「津市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分) 支給事業実施要綱」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点 の係数か	令和4年6月1日時点	令和5年4月30日時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点 の係数か	令和4年6月1日時点	令和5年4月30日時点	事後	